

## 新潟市水道局情報機器作業基準の運用について

### 1 目的

この基準は、職員の健康保持と情報機器作業の円滑な運営を図るなど労働衛生の管理基準として制定したものである。

### 2 作業環境管理

所属長及び情報機器作業従事職員は、別表の定めに基づき、適正な作業環境の維持に努めるものとする。

### 3 作業管理労働

(1) 情報機器作業における15分程度の作業を行わない時間は、情報機器作業を連続して行うことによる疲労を防止するものであり、休憩、休息时间ではない。

(2) 個々の作業者の特性には、妊婦、高齢者、障がい有する作業者を含むものとする。

### 4 情報機器等及び作業環境の維持管理

所属長及び情報機器作業従事職員は、定期点検及び日常点検、調整等により常に良好な作業管理を維持することとし、職場の実態に応じ必要な措置を講じるものとする。

### 5 健康管理

(1) 健康診断は所属長の報告に基づき、総務課長が実施する。

(2) 所属長は、職員の業務歴、既往歴、自覚症状の有無の調査について、協力する。

### 6 労働衛生教育

所属長は、職員が情報機器作業の習得及び習熟のため、OA研修受講の機会を与えるよう努めること。併せて、適正な健康管理についての習得の機会を与えるよう努めること。

### 7 その他

この基準に定めるもののほか、この基準の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この運用は、令和3年7月1日から施行する。